

平成16年7月7日
医薬食品局血液対策課

遡及調査ガイドラインに対する意見

「輸血用血液等の遡及調査に関するガイドライン(修正案)」について、平成16年6月9日(日本赤十字社は16日)から6月23日まで厚生労働省及び日本赤十字社のホームページを通じて御意見を募集したところ、のべ1通(1件)の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見につきまして以下のとおり御報告いたします。とりまとめの都合上、いただいた御意見は適宜集約しております。

- 今は血液センターが中心となりの的を得ない血液について遡及調査を医療機関にお願いしている。

当然、患者は輸血後の感染症検査は行われていない。そこで、患者の住所を調べ、検査を受けるよう働きかける。非特異的反応で陽性になった供血者の前回血液についてもである。

結局、どのくらいの患者を遡及できたのか疑問である。

遡及のガイドラインは必要であると思うが、初回献血者の方がリスクが高いとの報告もあり、むしろ全輸血患者を遡及することが重要であると思う。

言い換えれば、輸血患者の感染症検査を義務付ける方が先ではないであろうか。なぜ、そのところが議論されないのか、矛盾を感じる。